

## 岐阜県中部山岳国立公園活性化プロジェクトのサポーター募集要領

### (目的)

第1条 岐阜県中部山岳国立公園活性化プロジェクトのサポーター募集要領（以下「本要領」という。）は、岐阜県中部山岳国立公園活性化推進協議会（以下「本協議会」という。）が、岐阜県内の中部山岳国立公園及びその周辺地域（以下「本地域」という。）の豊かな自然環境と景観を、次の世代に引き継いでいくために進めている、本地域の人々がこの地域に誇りを持って暮らし、また、より多くの方々にこの地域の魅力を体感していただきながら、持続可能な地域づくりを行うプロジェクトについて、応援していただく民間企業・団体等を募集するために必要な事項を定めるものです。

### (応援の募集)

第2条 本協議会は、地域の課題解決に向けた支援、本地域の国内外への情報発信又はその他活性化に関して応援いただける民間企業・団体等の取組みを、随時募集します。

2 サポーターの期間については、平成34年度末までとします。

### (提案)

第3条 サポーターを希望する企業・団体等（以下「提案企業等」という。）は、取組案（以下「提案」という。）を様式第1により提案してください。

2 提案企業等については、次の各号に該当することを要件とします。

- (1) 政治団体又は宗教団体ではないこと。
- (2) 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 国税、県税、市税等税金の未納の税額（徴収猶予にかかるものを除く）が無い者
- (4) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (5) 契約を締結する能力を有しない者
- (6) 岐阜県又は高山市から入札参加資格を停止されていない者

3 提案には、次の事項を記載し、必要な証拠書類を添付してください。

- (1) 企業・団体等の名称、代表者、事業概要
- (2) 取組みの内容、費用の要否、実施期間及び担当者連絡先。なお、費用を要する場合にあつては効果の見込み、参考資料等
- (3) 第2項各号の要件に該当する旨の宣誓。

(サポーターの決定)

第4条 本協議会は、前条の提案が、次の各号の要件に該当すると認められるときは、その提案企業等と連携内容を協議し、サポーターとして協力をお願いします。なお、費用を要する提案にあつては、サポーターの決定により提案の実施を確約するものではありません。

(1) 本地域の魅力を適切かつ効果的に国内外に広く発信するものであること

(2) 本地域の課題解決に有効であると認められること。

2 応援サポーターは、様式第2の応援宣言書にサインをすることとします。

3 本協議会はサポーター証を発行します。

4 サポーターの取組は見直すことができます。この場合にあつては、第3条第3項の規定に基づき、必要な書類を提出してください。

5 費用を要する提案を実施する場合にあつては、別途、その都度本協議会の規程又は構成団体の規程に基づく審査及び手続きが必要となります。

(プロジェクト名等の使用)

第5条 サポーターは、本協議会のHP等で紹介するとともに、本協議会で定めたプロジェクト名について無償で使用することができます。(※現時点で作成中です。)

(取組実績等の報告)

第6条 サポーターは、前年度の取組実績と当年度の取組予定の内容を、4月中旬までに様式第3により本協議会に報告してください。報告の内容については、本協議会のHPやチラシ等で紹介いたします。

(サポーターの解消)

第7条 サポーターは応援宣言をした当年度を経過した後は、いつでも解消することができます。

2 前項の規定にかかわらず、本協議会又はサポーターは、一方に重大な法令違反又は公序良俗違反が認められた場合には、いつでも解消することができます。

3 本協議会は、次の各号に掲げる場合には、サポーターを解消することができます。

(1) 提案時に、第3条第2項の要件に虚偽があつた場合

(2) 第4条第1項各号の要件に該当しなくなった場合

(3) プロジェクト名等の利用に問題があると認められる場合

(4) その他本協議会の活性化事業の趣旨に反する行為を行い、又はその疑いがあると認められる場合

4 本協議会が解散したとき、又はサポーターが解散、合併又はその他の理由により消滅したときは、サポーターの効力は消滅します。

(要領の改定等)

第8条 本要領は、本協議会により必要に応じて改定される場合があります。その場合は、改定後にサポーターに通知します。

2 本要領の改定によりサポーターに不利益が生じた場合も、本協議会は、その責任を負うものではありません。